

6月1日から10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です 暮らしを支える電波はルールを守って正しく使いましょう

電波の利用は、携帯電話や人命・財産を保護する防災無線など社会生活に不可欠なものとなっていますが、不法無線局が重要無線通信やテレビ放送に妨害を与えるなど、社会的な問題を発生させています。

このため総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、電波利用環境保護の大切さを訴えていきます。

問い合わせ先

北海道総合通信局（札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎）

- | | | | |
|---------------------|--------------|----------|--------------|
| ●不法無線局、混信・妨害、電波の安全性 | 011 737 0099 | ●電波利用料 | 011 709 6000 |
| ●テレビ・ラジオの受信障害 | 011 737 0033 | ●その他行政相談 | 011 709 3550 |
| ●電話・インターネットに関する相談 | 011 709 3956 | | |

【電話受付時間 8時30分から12時、13時から17時（土・日・祝日を除く）】

運転免許証更新時講習

優良講習（30分）

6月5日（金）13時から

6月15日（月）13時から

一般講習（1時間）

6月5日（金）14時から

6月25日（木）13時から

違反講習（2時間）

6月10日（水）13時から

6月25日（木）14時30分から

講習会場

富良野市西麻町1番1号

富良野地域人材開発センター

講習を受ける前に、警察署で免許更新手続きを行ってください。

平成21年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業

（財）日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

本事業は、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

費用は、賛助金として一律10万円（沖縄は5万円）

本年度は、下記の16地域について実施を予定しています。

<実施地域>

- ①旧満州
- ②旧ソ連
- ③西部ニューギニア
- ④マリアナ諸島
- ⑤中国
- ⑥東部ニューギニア
- ⑦ボルネオ・マレー半島
- ⑧トラック諸島
- ⑨パラオ諸島
- ⑩ソロモン諸島
- ⑪フィリピン
- ⑫ミャンマー
- ⑬沖縄
- ⑭台湾・バシー海峡
- ⑮マーシャル諸島
- ⑯ギルバート諸島

問い合わせ先

（財）日本遺族会事業課事業係 ☎ 03 3261 5521

北海道福祉のまちづくりコンクール

バリアフリー化された建物や障がい者・高齢者を支援する活動などを大募集！

北海道では、平成10年4月施行の「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき障がいのある方やお年寄り、赤ちゃんを連れた方など、だれもが気軽に町に出かけ、建物や道路、公園などを安心して快適に利用することができる「福祉のまちづくり」を進めてきました。

平成21年度も道では、「北海道福祉のまちづくりコンクール」を実施し、福祉のまちづくりを推進していきます。

応募方法 ・公共的施設部門：飲食店、スーパー、ホテル、病院、図書館、学校などの公共的施設で平成19年4月1日から平成21年6月30日までに完成したもの。

・活動部門：障がい者・高齢者の自立・社会参加を支援する活動。

・福祉用具部門：障がい者や高齢者などの自立支援や介助者の負担軽減を図るための用具。

募集期間 平成21年6月30日（火）まで 当日消印有効

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記載し、写真、図面などを添付のうえ、郵送または持参してください。

問い合わせ先および応募先

〒060 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局福祉援護課福祉基盤グループ ☎ 011 231 4111（内線 25 619）